

意 見 書

平成13年6月25日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0003

とうきょうとみなとくにしんばし ちょうめ ばんち ごう
東京都港区西新橋1丁目4番地10号

しゃだんほうじん きょうかい
社団法人 テレコムサービス協会

メールアドレス telesa@mx.mesh.ne.jp

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成13年6月12日付け情審通第119号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

1、「Bフレッツ」サービスにおける端末回線伝送機能(加入者光ファイバのシェアドアクセス方式)の接続料の設定について

(意見)

- ① 今回の接続料の設定に関し、将来原価・需要を用いるなどコスト見直しの工夫により、一般家庭にもその利用の裾野が拡大する水準に近づけるよう、低廉な接続料の設定がなされたことを評価いたします。

しかしながら、今回のアンバンドルに基づく提供コストの大半を占める光信号伝送装置(OLT)などについては、5年間の将来原価・需要を用いての算定となっており、接続事業者の対応メニューによる利用拡大を通じたBフレッツの普及を考えた場合、コスト見直しが不十分と考えます。

- ② また、東・西NTT殿公表資料によれば、収容比率約80%、1 端末回線あたりの接続料金相当額をおよそ 3,180 円としているが、接続事業者が実際に支払う接続料は、回線収容率の多寡に依存しますが、総じてこの試算額よりも割高なものになるものと予想されます。

ところが、東・西NTT殿が予定しているエンドユーザーへの提供料金は、この接続料金相当額合計(約 3,180 円)に、地域IP網等コスト(1,250 円程度)及び営業費用等を加えた約 5,000 円程度となっており、接続事業者が同様なユーザー・スループットを維持しながら、東・西NTT殿のFTTHサービス「Bフレッツ」と同等な提供条件・料金で、エンドユーザーに対応サービスを提供するには、より一層の接続料の引き下げが必要であります。

サービス・ベースでの公正な競争の観点から、「Bフレッツ」サービスの接続料について、より一層の引下げを切望いたします。

2、接続事業者が「Bフレッツ」サービスを利用する際に必要な情報開示について

(意見)

①今回提供される「Bフレッツ」サービスは、フレッツISDNやフレッツADSLなどを利用した対応サービスを以前から提供してきた接続事業者にとって、既存の設備を共用できるなどのメリットはあるものの、収容先ネットワークである現在の地域IP網内でのFTTHサービスに関する情報開示が不十分であるため、接続事業者が対応サービスを提供するうえで、網設計とユーザー料金設定などを行うにあたり次のような不都合の発生が懸念されます。

(1)東・西NTT殿は、FTTHに対する地域IP網内での集線率等に関する情報の公表が不十分であり、接続事業者が利用する際には、地域IP網のスループットを推測のまま網設計あるいはサービス設計をしなくてはならないなど、必要以上の余裕を見込まなければならない。

(2)同様に、ユーザーが最大10Mb/sの加入者回線をどう使い、どの程度のトラフィックが発生するのか分からないため、トラフィック量の推定が現状では困難である。

②上記のように、地域IP網内のスループットやトラフィック状態など接続先の網性能に関わる情報は、接続事業者側では知り得ない情報であると同時に、接続事業者にとっては、その対応サービスを設計するうえでの不可欠情報となっています。

Bフレッツサービスの普及とユーザーへの公正かつ多様な選択肢の提供の観点からも、東・西NTT殿による接続事業者に対しての積極的な情報開示を切望いたします。

以上